

平成十六年法律第二百五十一号  
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

目次

一 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律  
第二章 認証紛争解決手続の業務  
第一節 民間紛争解決手続の業務の認証  
第五条 第十三条 認証紛争解決手続の利用に係る特例  
第二節 認証紛争解決事業者の業務  
第四章 雜則  
第五章 罰則  
第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例  
（第二十一条—第二十七条の十一）  
第四章 雜則  
（第二十八条—第三十一条）  
第五章 罰則  
（第三十二条—第三十四条）  
附則

第一章 総則  
（目的）  
第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。  
第二条 裁判外紛争解決手続を行なう者は、前項の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第三条 裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。

第四条 国は、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、裁判外紛争解決手続に関する内外の動向、その利用の状況その他の事項についての調査及び分析並びに情報の提供その他の必要な措置を講じ、裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるよう努めなければならない。

第五条 地方公共団体は、裁判外紛争解決手続の普及が住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、國との適切な役割分担を踏まえつつ、裁判外紛争解决手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者（以下「申請者」という。）が行なう当該申請に係る民間紛争解決手続の業務の認証（民間紛争解決手続の業務の認証）  
第五条 民間紛争解決手続を業として行なう者（法人でない団体で代表者は又は管理人の定めのあるものを含む。）は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる。

第七条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者（以下「申請者」という。）が行なう当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行なうのに必要な知識及び能力並びに経理の基礎を有するも

の法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 民間紛争解決手続 民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行なう裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。

二 手続実施者 民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者をいう。  
三 認証紛争解決手続 第五条の認証を受けた業務として行なう民間紛争解決手続をいう。  
四 認証紛争解決事業者 第五条の認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行なう者をいう。  
五 特定和解 認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をことができる旨の合意がされたものをいう。  
（基本理念等）

のであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

一 その専門的な知識を活用して和解の仲介を行なう専門の範囲を定めていること。

二 前号の紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うのに行なう紛争の範囲を定めていること。

三 紛争の当事者と利害関係を有することその他紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保護するための取扱いの方法を定めていること。

四 民間紛争解決手続において陳述された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

五 民間紛争解決手続において記載される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保護するための取扱いの方法を定めていること。

六 民間紛争解決手続において要件及び方式を定めていること。

七 民間紛争解決手続において手続実施者に付託するための要件及び方式を定めていること。

八 民間紛争解決手続において手続実施者が手続実施者が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第二百九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行なう民間紛争解決手続における場合を除く。）において、民間紛争解決手続の実施に当たる法令の解釈適用に関する専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようになるための措置を定めていること。

九 民間紛争解決手続において手続実施者が手続実施者が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第二百九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行なう民間紛争解決手続における場合を除く。）において、民間紛争解決手続の実施に当たる法令の解釈適用に関する専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようになるための措置を定めていること。

十 民間紛争解決手続において陳述された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 民間紛争解決手続において記載される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保護するための取扱いの方法を定めていること。

十二 紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 手続実施者が民間紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 申請者（法人にあつてはその役員、法人の事業に重要な影響を有する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）又は申請者の子会社等（申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はそぞれの事業に重要な影響を有する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者については、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

十五 申請者（法人にあつてはその役員、法人の代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確實に保持するための措置を定めていること。

十六 申請者が行なう民間紛争解決手続の業務にかかる苦情の取扱いについて定めていること。

十七 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。

（欠格事由）

一 心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行なうことができない者として法務省令で定めるもの

二 民間紛争解決手続の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなりた日から五年を経過しない者

五 この法律又は弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなりた日から五年を経過しない者

六 第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

七 認証紛争解決事業者で法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）を含む。第九号、次条第二項第一号、第十三条第一項第三号及び第二項第一号並びに第十七条第三項において同じ。）であるものが第二十条三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消された場合において、その取消しの日前六十日以内にその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあつては、その代表者又は管理人。第九号及び第十三条第二項第一号において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの

十 個人でその政令で定める使用人のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの

十一 暴力団員等をその民間紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者（認証の申請）

第八条 第五条の認証の申請は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出してしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあつては、その代表者又は（管理人）の氏名

二 民間紛争解決手続の業務を行う事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人にあつては、定款その他の基本約款を記載した書類

二 その申請に係る民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を記載した書類

三 その申請に係る民間紛争解決手続の業務に関する事業報告書又は事業計画書

四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る民間紛争解決手続の業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類である

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定めて政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（認証に関する意見聴取）

第九条 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての審査請求に対する裁決をしようとするとする場合には、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であるときはこれらの方々を所管する大臣に、申請者が設立に関し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。

一 法務大臣は、第五条の認証をしたときは、第七条第九号の政令で定める使用者（認証紛争解決事業者）に認証紛争解決事業者であると認認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれの有無について、警察庁長官の意見を聽かなければならない。

二 法務大臣は、第五条の認証をしようとするとき、第七条第八号から第十二号までに該当する事由（同条第九号及び第十号に該当する事由にあっては、同条第八号に係るものに限る。）をしようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならない。ただし、法務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

（認証の公示）

第八条 第五条の認証の申請は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣は、第一項に規定する処分又は裁決をしようとする場合には、法務省令で定める

ころにより、次条第一項に規定する認証審査参考員の意見を聽かなければならない。

（認証審査参与員）

第十条 法務省に、第五条の認証の申請及び当該申請に対する処分についての審査請求、第十二条第一項の変更の認証の申請及び当該申請に対する処分についての審査請求並びに第二十三条の規定による認証の取消し及び当該取消しについての審査請求に關し、法務大臣に対し、専門的な知識経験に基づく意見を述べさせし、専門的な知識経験に基づく意見を述べさせるため、認証審査参与員若干人を置く。

認証審査参与員は、行政不服審査法第三十一条第一項の規定による審査請求人又は同法第十三条第四項に規定する参加人の陳述に係る手続に立ち会い、及び同法第二十八条に規定する審理關係人に直接問い合わせることができることにより、審査請求人又は同法第十二条第一項の規定による認証審査参与員は、民間紛争解決手続に係る専門的な知識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

認証審査参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

認証審査参与員は、非常勤とする。

（認証の公示等）

第十二条 法務大臣は、第五条の認証をしたときは、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所を官報で公示しなければならない。

第十三条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更等の届出

一 前二号に掲げる変更に係るもの（前二号に掲げる変更に係るもの）の変更

二 認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法についての前条第一項ただし書の法務省令で定める軽微な変更

三 法人にあつては、定款その他の基本約款（前二号に掲げる変更に係るもの）の変更

四 前三号に掲げる者が心身の故障により認証紛争解決手続の業務を適正に行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当するに至ったときは、当該各号に定める者は、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出るものとする。

一 法人である認証紛争解決事業者の役員又は第十七条第九号の政令で定める使用者（認証紛争解決事業者）

二 個人である認証紛争解決事業者（当該認証紛争解決事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族）

三 個人である認証紛争解決事業者の第七条第十号の政令で定める使用者（当該認証紛争解決事業者）





(事件の記録の閲覧等)

**第二十七条の五** 執行決定の手続について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。

一 事件の記録の閲覧又は謄写

二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録の複製

三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付

四 事件に関する事項の証明書の交付

(期日の呼出し)

**第二十七条の六** 執行決定の手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対する方法によつてする。

**第二十七条の六** 執行決定の手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対する方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対する方法によつてする。

3 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

**第二十七条の七** 執行決定の手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

**第二十七条の八** 執行決定の手続における申立て等の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に關するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複数)をもつてするものとされていてるものであつて、最高裁判所の定める裁判所に對してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に對してするものを含む)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

**第二十七条の九** 執行決定の手続に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(民事訴訟法の準用)

**第二十七条の十** 特別の定めがある場合を除き、執行決定の手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十七条第一項、第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十三条の二、第二項、第九十四条)の二、第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十五条第三項、第一百六十条第一項、第二百八十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百五十五条第三項並びに

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等をもつてするものとして規定した申立て等に關する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他の氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることをとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の開覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

**第二十七条の十一** この法律に定めるもののほか、執行決定の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

百五十五条第二項、第二百二十七条规定並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用して規定した申立て等に關する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定が適用する。

2 前項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

3 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他の氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることをとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

4 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

5 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他の氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることをとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

7 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の開覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(法務大臣への意見)

**第二十九条** 法務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができることに關し、報酬を受けることができる。

(協力依頼)

**第二十八条** 認証紛争解決事業者(認証紛争解決手続における手続実施者を含む。)は、紛争の当事者又は紛争の当事者以外の者のとの契約で定めるところにより、認証紛争解決手続の業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

(法務大臣への意見)

**第二十九条** 法務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(民事訴訟法の準用)

**第二十七条の九** 執行決定の手続に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(民事訴訟法の準用)

**第二十七条の十** 特別の定めがある場合を除き、執行決定の手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十七条第一項、第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十三条の二、第二項、第九十四条)のいすれもせず、又は虚偽の掲示をし、若しくは虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

3 第十六条の規定に違反して手続実施記録を作成せず、若しくは虚偽の手続実施記録を作成し、又は手続実施記録を保存しなかつた者は、第十七条第三項、第十八条第二項又は第二十条第五項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者は、

4 第二十条の規定に違反して事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは収支計算書若しくは損益計算書を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をして提出した者は、

5 第二十条の規定に違反して事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは収支計算書若しくは損益計算書を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をして提出した者は、

6 第二十一条第一項の規定による報告をせよ、又は虚偽の報告をした者は、

2 第十五条の規定に違反して暴力団員等をその認証紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

4 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

5 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他の氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることをとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

7 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他の氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることをとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

8 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

9 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の開覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

10 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

11 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

12 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

13 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

14 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

15 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

16 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

17 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

18 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

19 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

20 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

21 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

22 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

23 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

24 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

25 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

26 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

27 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

28 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

29 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

30 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

31 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

32 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

33 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

34 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

35 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

36 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

37 第二十九条の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

七 第二十二条第一項の規定による命令に違反  
二者

2  
した者  
認証紛争解決事業者（法人にあつてはその代表者、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）、その代理人、使用人その他の従業者が第二十一条第一項の規定による検査を拒み、妨

に処する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年

六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について

て検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

附則（平成一八年六月二日法律第五〇九号）

号)抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附則（平成二十三年五月二十五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から

（平成二三年六月二十四日法津第七  
附則）

(四) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十  
**(施行期日)**

日を経過した日から施行する。  
**附 則**（平成二六年六月一三日法律第六

九号）抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十  
二年四月一日施行）

六年法律第六十八号)の施行の日から施行す。

## (経過措置の原則)

**第五条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前

いの不服申立てたがこの法律の施行前にされた行政手続その他の行為又はこの法

律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定め

がある場合を除き、なお従前の例による。

**(訓説)は関する経過措置**

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

**第二条** この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

**第七条** 政府は、会社法（平成十七年法律第八十号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年四月二八日法律第一七号）抄  
（施行期日）

布の日から起算して三月を経過した日から施行する。  
**(特定和解の執行決定に関する経過措置)**  
**第二条** この法律による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(次条において「新法」という。)第二十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に成立する特定和解について適用する。  
**(民事訴訟法等改正法の施行日の前日までの間における経過措置)**  
**第三条** 新法第二十七条の六から第二十七条の九までの規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。次項において「民事訴訟法等改正法」という。)の施行の日前日までの間は、適用しない。  
2 民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十七条の十の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第二百一十二条の二第二項、第一百五十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用するとする。  
**(罰則に関する経過措置)**  
**第六条** 附則第一条たゞし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。  
**附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄**  
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定  
二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定

「の謄本」の下に、又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録を加える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三

本文	第一項始した	第一百二十二条の規定による措置を開設する
条 百十三 第一項 ただし書	第一百十二 条第一項 前条の規定による措置を開設した	書類又は電磁的記録
記載又は記録 第一百一条の規定による措 置を開始した	記載 裁判所書記 官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき旨の裁判所の掲示を示場への掲示を始めた	書類
記載	當該掲示を始めた	

四項	第五条第四項	第二百十一条の第三項又は第二項の規定による事項	第二百三十一条の第三項又は第二項の規定による事項	第二百三十一条の第三項又は第二項の規定による事項
十一 条 第	三第二項	項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	項若しくは同項の記録媒体に記録された事項
十二 百 六	第二百三十二条の第三項	に記録された事項	に記録された事項	に記録された事項
第 二 百 三	電子調書	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子機器を使用する	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子機器を使用する	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子機器を使用する
四項	記録しなければ	記載しなれば	記載しなれば	記載しなれば